

令和3年度「SDGsプラットフォーム機能等調査及び普及啓発業務」仕様書

1 業務委託名

SDGsプラットフォーム機能等調査及び普及啓発業務

2 業務期間

契約締結の日から令和4年3月25日まで

3 業務目的

SDGsを推進するためのプラットフォームの構築と様々なステークホルダー間の連携強化及びマッチング機会の創出を図ることを目的とした「沖縄県SDGsステークホルダープラットフォーム（仮称）」の創設に向け、経済振興及び地域活性、県民等の参画を促進するプラットフォームの仕組みづくりや、認証制度等のインセンティブ設計に関する調査を行う。

県民みんなで目指す「沖縄SDGsアクションプラン」の策定に必要な検討を支援するとともに、「SDGs未来都市」選定など、SDGsに関する情報発信や県民のSDGsの浸透を促進することを目的としたシンポジウムを開催し、県民とともに目指す沖縄らしいSDGsの推進を図ることを目的とする。

4 業務内容等

(1) プラットフォーム・認証制度検討業務

全県的なSDGsを推進するための様々なステークホルダーが参画する「沖縄SDGsプラットフォーム」の構築やステークホルダーの連携強化及びマッチング機会の創出を図ることを目的とした「沖縄県SDGsステークホルダープラットフォーム（仮称）」の創設に向け、先進事例や県内関係者（おきなわSDGsパートナー登録団体等）のニーズ等を調査し、プラットフォームの機能及び構築する体制について提案する。

また、企業・団体等のSDGsの推進を促進するためのインセンティブの設計に向けて、認証制度を始めとする先進事例や県内関係者等のニーズ等を調査し、認証制度等のインセンティブの設計について提案する。

(2) アクションプラン策定支援業務

本県が取りまとめる新たなアクションプランの検討に関し、先進事例の手法等の調査、アンケート等の分析、統計データなどのモニタリング指標の選定に向けた基礎情報の収集・整理を行うとともに、関係者の意見収集など、アク

シヨンプランの策定に向けた支援を行う。

(3) 普及啓発業務

「SDGs 未来都市」選定など、SDGs に関する情報発信や県民の SDGs の浸透を促進することを目的としたシンポジウムを開催する等、普及啓発を行う。

シンポジウムは基調講演、パネルディスカッションの2部構成とし、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、通常開催、ハイブリット開催、オンライン開催に対応できるようにすること。

また、シンポジウムの開催に当たっては、パンフレット等を作成する等、広く周知を図ること。

5 実施体制

当該業務の実施にあたっては、業務の遂行に必要な担当者を配置するとともに、県と十分に協議を行いながら業務運営ができる体制を構築すること。

6 成果物の提出

- (1) 事例検討調査報告書 50部（電子媒体でも提出すること）
- (2) 委託業務により作成した成果物
- (3) その他県が必要と認める書類等

7 個人情報の保護

(1) 個人情報の秘密保持義務

- ①受託者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- ②委託者が貸与する資料に記載された個人情報は、委託者の保有個人情報であり、契約履行終了後も含め沖縄県個人情報保護条例に基づき適切な取扱いを行うこと。

(2) 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

受託者は、個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 個人情報の複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し又は複製をしてはならない。委託者の許可を受けて複写又は複製したときは、該当複写物又は複製物を焼却又は裁断等により利用できないように処分しなければならない。

(4) 提供資料の返還義務

受託者は、契約を終了したとき又は委託者が請求したときは、その保有する個人情報速やかに委託者に返還しなければならない。

(5) 立入検査及び調査

委託者は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができることとする。

(6) 事故の報告義務

受託者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(7) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。また万全を期し管理者の注意義務をもってあたり、個人情報の漏えい、毀損等の事故を防止しなければならない。

- ① 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。
- ② 委託業務の従事者に対し、特記仕様書の理解及び遵守を周知徹底するとともに、個人情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。
- ③ 沖縄県個人情報保護条例に従って、この委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

(8) 損害賠償

受託者が、前記各条項に違反し委託者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

8 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場

合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など統轄的かつ根幹的な業務

（2）再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

（3）再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行に当たり、第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせる時はこの限りではない。

＜再委託ができる業務の範囲＞

- ・ イベントの開催支援業務

＜その他、簡易な業務＞

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・ 原稿・データの入力及び集計

9 その他事項

- （1）事業の実施に当たっては、県担当者や担当部局との情報共有、調整、意見交換を適宜実施すること。
- （2）県が当該業務以外の SDGs の推進に関する業務、各種関係者との連携が必要と認める場合、受託者は県と調整の上、必要な情報共有や連携に必要な対応を行うこと。
- （3）採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸事情により変更を協議することがある。
- （4）本誌洋書に記載のない事業は、委託者と受託者の協議による決定する。